



学校での薬の管理方法について（与薬の事故防止のために）



本校では、医師から処方された場合に限り、保護者の依頼のもと、保護者に代わって与薬をしています。より安全かつ適切な与薬を行うために、下記注意事項をお読みの上、必要書類の提出をお願いいたします。なお、「熱性けいれん」や「てんかん発作」を抑えるためのダイアアップ坐薬などは、必ず医師の指示書をご提出下さい。

提出する与薬依頼書の種別	必要な書類	備考
<p>〈一時(臨時)服用・定期服用〉 学校において、一時的または定期的に与薬の必要がある児童生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与薬依頼書(保護者記入) ・与薬指示書(医師記入) もしくは、薬の説明書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時(臨時)服用の薬は、1回分ずつ持たせて下さい。 →★担任が管理し、教室で服用します。 ・定期服用の薬は、1週間分(1回分ずつ小分けにしたもの)をお預かりします。 ・<u>年度の途中で薬の内容及び量に変更があった場合は、担任に新しい薬と与薬依頼書のご提出をお願いします。</u> ・お預かりした薬は、学期末に保護者に直接お返しします。 ・定期服用の薬を提出する際は、担任か学部主事に直接お渡し下さい。 ・一時服用の薬を提出する際は、直接手渡していただかなくても可ですが、<u>登校する前に薬を持たせる旨の電話をお願いいたします。薬は密閉して、お子さんが出してしまうことのないようご配慮をお願いいたします。</u>
<p>〈宿泊時用の服用〉 学校における宿泊時に、与薬の必要がある児童生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与薬依頼書(保護者記入) ・与薬指示書(医師記入) もしくは、薬の説明書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊時の薬は、宿泊する日数分(1回分ずつ小分けにしたもの)をお預かりします。 ・宿泊時薬を提出する際は、担任か学部主事に直接お渡し下さい。 →★宿泊担当の職員が管理します。
<p>〈緊急時用〉 学校において、熱性けいれん、てんかん発作、アナフィラキシーなどを起こした場合、与薬の必要がある児童生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与薬依頼書(保護者記入) ・与薬指示書(医師記入) ・薬の説明書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬を入れた容器や袋に、必ず児童生徒名を記載の上、提出して下さい。 ・薬を提出する際は、担任か学部主事に直接お渡し下さい。 →★保健室で養護教諭が管理します。